

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進補助金
担当部署	都市整備部 産業課 商工係
担当者名	原田、保坂
補助対象	令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に、キャッシュレス決済の提供に必要な機器（タブレット、カードリーダー、レシートプリンターなど）を、初めてまたはすでに導入しているがより多様な決済手段に対応するために購入及び設置した町内中小企業者等
規程等	瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>町内中小企業者等のキャッシュレス決済の導入の遅れに対応するため、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に、新たにキャッシュレス決済を導入した、またはすでに導入しているがより多様なキャッシュレス決済手段に対応するために、必要な機器の購入及び設置に要した経費を補助します。</p> <p>※キャッシュレス決済…クレジットカード決済、デビットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済など</p> <p>○補助対象者</p> <p>新たにキャッシュレス決済を導入した、またはすでに導入しているがより多様なキャッシュレス決済手段に対応するために、必要な機器を導入した町内企業者等。</p> <p>○補助金の額</p> <p>キャッシュレス決済の提供に必要な読み取り、決済処理、清算データ作成・送信等の通信の機能を有する機器又はシステムの購入及び設置に関する費用の3分の2を補助します。ただし、上限は10万円とします。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>町内中小企業者等のキャッシュレス決済の普及を促進するために、キャッシュレス決済機器の導入に必要な経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症予防、消費者の利便性向上及び事業者の売上拡大機会の増加を図り、もって新しい生活様式の促進及びデジタルの力を活用した地域経済の活性化に資することを目的とします。</p>
補助金額	キャッシュレス決済に必要な通信機器の購入及び設置に関する費用の3分の2を補助します。ただし、上限は10万円とします。
補助割合	3分の2 ただし、上限は10万円とします。
実施期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
その他	



# 瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付要綱

（ 令和 3 年 月 日 ）  
（ 告 示 第 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、町内中小企業者等への、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等の現金を使用せずに行う決済手段（以下「キャッシュレス決済」という。）の普及促進のため、キャッシュレス決済を新たに導入する事業者がその導入に要した経費及び既に導入している事業者がより多くのキャッシュレス決済に対応するために要した経費に対し、予算の範囲内において瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- （1）中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 条）第 2 条第 1 項に規定する中小企業や個人事業主であること。
- （2）中小企業は、瑞穂町に事業所又は店舗を有すること。
- （3）町内に対面で決済を行う店舗等を有し、新たにキャッシュレス決済を導入した者、又は既にキャッシュレス決済を導入しているが、より多様なキャッシュレス支払手段に対応することを目的として、新たに第 3 条に定める機器又はシステムを導入した者であること。
- （4）前号に規定するキャッシュレス決済について、契約、導入及び支払が令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 2 5 日までの間に完了していること。
- （5）店舗において、キャッシュレス決済を継続的に使用する意思があり、補助対象経費に係る機器又はシステムを他の者に貸し付け、若しくは譲渡しないこと。
- （6）町税に滞納がないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (8) フランチャイズ及びそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。
- (10) 町、国、都その他の公的な機関による、キャッシュレス決済の使用に係る手数料及び次条規定する補助対象経費に対する補助等を既に受け、又は今後受ける予定のある者でないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、交付対象者がキャッシュレス決済の使用に必要な読み取り、決済処理、精算データ作成、精算データ送信若しくは、通信の機能を有する機器又はシステムを導入及び設置する上で発生した経費とし、レンタルやリース等の購入以外の方法による経費は含まないものとする。

2 前項の規定に関わらず、購入機器が中古品である場合及び機器又はシステムの購入方法が分割払いである場合は、補助金の対象経費に含まないものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は10万円を上限とし、かつ、前条第1項に掲げる補助対象経費の3分の2以内の額とする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) キャッシュレス決済の使用に関する決済事業者との契約等を証する書類の写し
- (2) 第3条に規定する補助対象経費に係る領収書の写しその他の書類

(3) 第3条に規定する機器又はシステムの設置状況がわかる写真

(4) 瑞穂町に事業所又は店舗があることを証する書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定し、瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助金の返還を命ずることができる。

(事業の委託)

第8条 町長は、この要綱に規定する事務の一部を町内の中小企業者に対し効果的に周知を行い得ると認める者に委託するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付町長が別に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

（宛先）瑞穂町長

申請者 所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電 話

印

瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書

瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

なお、交付の要件である納税状況について、町が公簿で確認することに同意します。

記

1 事業者の概要

- (1) 業種 \_\_\_\_\_
- (2) 常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_
- (3) 資本金の額又は出資の総額 \_\_\_\_\_

2 事業所（店舗）の名称、所在地

事業所（店舗）の名称	事業所（店舗）の所在地

3 補助金交付申請額（請求額）

機器導入に係る費用 \_\_\_\_\_ 円 × 3分の2 = \_\_\_\_\_ 円 (A)

補助限度額 100,000円 (B)

\_\_\_\_\_ 円 ※ (A) が (B) を超える場合は (B)

4 補助金の振込先

金融機関名		支店名	本店・( )支店
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通・当座	口座番号	
ゆうちょ 銀行	記号		番号
	1	0	
フリガナ			
口座名義			

添付資料

- ・キャッシュレス決済の使用に関する決済事業者との契約等を証する書類の写し
- ・キャッシュレス決済端末の購入に係る領収書の写し等の書類
- ・キャッシュレス決済の使用に必要な機器又はシステムの設置を確認できる写真

# 誓約書

年 月 日

瑞穂町長様

所在地  
事業者名  
代表者名

私は、次の事項について誓約します。  
なお、町が必要な場合には、福生警察署等関係先に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 私は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではありません。
- 2 私はフランチャイズ及びそれに類する契約を締結して事業を営んでいません。
- 3 私は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業を営む者ではありません。
- 4 私は、町、国、都その他の公的な機関による、キャッシュレス決済の使用に係る手数料及び次条規定する補助対象経費に対する補助等を既に受け、又は今後受ける予定のある者ではありません。

様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

瑞穂町長



瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金について、次のとおり交付することを決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 円
- 2 その他
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金の返還をしてもらうことがあります。
  - (2) 瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付要綱又は瑞穂町補助金等交付規則の規定に違反したときは、補助金の返還をしてもらうことがあります。

この通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができます。

申請の撤回があったときは、この申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなされます。